

徳島県告示第三百五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十九条第二項の規定により、介護老人保健施設の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

介 護 老 人 保 健 施 設		名 称	所 在 地
開 設 者	介 護 老 人 保 健 施 設		
サ ー ビ ス の 種 類	介 護 老 人 保 健 施 設	介 護 老 人 保 健 施 設 設 置 地	介 護 老 人 保 健 施 設 設 置 地
廃 止 年 月 日	介 護 老 人 保 健 施 設	介 護 老 人 保 健 施 設 設 置 地	介 護 老 人 保 健 施 設 設 置 地